

令和3年度 有料老人ホーム実地指導の実施結果について

島根県健康福祉部高齢者福祉課

I. 実施件数

	事業所総数	R3 実地指導の実施件数	
			(再掲) 特定施設入居者生活介護
有料老人ホーム	50	2	0
サービス付き高齢者向け住宅※)	25	1	1

(※) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅。以下、「有料老人ホーム」という記載には、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含める。

II. 指導内容

業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止に係る措置、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについては、令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日からは義務化されます。

これらの対応については、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームについては令和3年4月から、それ以外の有料老人ホームについては令和3年7月から基準等が改正されました。

実地指導においては、指針や委員会の設置要綱、研修復命書等の記録を見せてもらいながら、事業者から状況を伺い、下記の事例について指導を行いました。

1. 業務継続計画の策定等について

【指摘した事例】

- ・業務継続計画が策定されていなかった。

◆業務継続計画の策定等に係る規定〔指導指針10(5)〕(※)

- (イ) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
- (ロ) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- (ハ) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(※) 島根県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指導指針」という。）

※業務継続計画の策定等について、令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日からは義務化

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、以下のことに留意してください。

- ・業務継続計画に係る研修及び訓練は年2回以上実施すること。また、新規採用時には研修を実施

すること。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

【指摘した事例】

- ・委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の措置が講じられていなかった。

◆感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る規定〔指導指針 10（7）（ホ）④～⑥〕

- ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- ⑤ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ⑥ 職員に対し、感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日からは義務化

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、以下のことに留意してください。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練は年2回以上実施すること。また、新規採用時には感染対策研修を実施すること。

3. 虐待の防止について

【指摘した事例】

- ・虐待の防止のための指針の整備、必要な措置を適切に実施するための担当者の配置等の措置が講じられていなかった。

◆虐待の防止について〔指導指針 11（4）〕

- （4）設置者は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。
- （イ）同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- （ロ）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- （ハ）虐待の防止のための指針を整備すること。
- （ニ）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （ホ）（ロ）から（ニ）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- （ヘ）その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。
- （ト）従業員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに市町村へ報告すること。

※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日からは義務化

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、以下のことに留意してください。

- ・虐待防止のための研修は年2回以上実施すること。また、新規採用時には研修を実施すること。

4. 身体的拘束等の適正化について

【指摘した事例】

- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。

◆身体的拘束等の適正化にかかる規定〔指導指針11(5)、(6)、(7)〕

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (イ) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (ロ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (ハ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※「緊急やむを得ない」場合とは、以下の3つの要件を全て満たす状態であること。

- 「切迫性」－利用者や他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 「非代替性」－身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法等がないこと
- 「一時性」－身体的拘束等が一時的なものであること

◆3つの要件を全て満たす状態であることを「身体的拘束等の適正化のための委員会」等で検討し、確認したことを記録に残しておくこと。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、以下のことに留意してください。

- ・身体的拘束等の適正化のための職員研修は年2回以上実施すること。また、新規採用時には研修を実施すること。
- ・身体的拘束を実施した記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない、定期的な研修を実施していない等の場合、介護報酬について身体拘束廃止未実施減算の対象となる。

5. 認知症介護基礎研修について

【指摘した事例】

- ・新たに採用した職員について、医療・福祉関係の資格を有しない場合は、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

◆職員の研修に係る規定〔指導指針9(2)〕

(2) 職員の研修

- －職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内

容、事故発生の防止、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。

なお、職員研修計画の策定にあたっては、職員の意向をできる限り反映させるとともに、関係団体等が開催する研修会などにも、職員を積極的に参加させるよう努めること。

二 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

※医療・福祉関係の資格を有しない直接処遇職員に対して認知症介護基礎研修を受講させることについては、令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日からは義務化。

また、新たに採用した職員については、採用後1年間の猶予期間を設けることとする。

6. ハラスメント対策について

【指摘した事例】

- ・職場におけるハラスメント対策について必要な措置を講じること。

◆ハラスメント対策に係る規定〔指導指針9(3)〕

(3) 職員の衛生管理等

- 一 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。
- 二 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

※中小企業の場合は令和4年4月1日からは義務化

7. 事故防止について

【指摘した事例】

- ・事故発生の防止のための指針が整備されていなかった。

◆事故発生の防止にかかる規定

(8) 事故発生の防止の対応〔指導指針14(8)〕

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 事故発生時の対応〔指導指針 14 (9)〕

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

- 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに島根県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。
- 三 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

※事故発生防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くことについては、令和3年9月30日までは努力義務、令和3年10月1日からは義務化

※事業所内で事故報告やヒヤリハットの事例を集積し、今後のサービス提供において事故の発生予防につながるよう、委員会等において事例の要因や対応策の分析を行うよう努めてください。

※事故の対応方法や再発防止策については、対応した担当職員だけで考えるのではなく、委員会等を通して事業所組織としての方針を検討し、対応してください。

8. 非常災害対策について

【指摘した事例】

- ・非常災害に関する具体的計画について、火災及び地震に係る計画が策定されていなかった。

◆非常災害対策にかかる規定〔指導指針 10 (6)〕

(6) 非常災害対策

(イ) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

(ロ) 管理者及び防火管理者は、建物の燃焼性に対する知識を有し、火災等の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他の災害予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。

(ハ) (イ)に規定する訓練の実施に当たって、所轄の消防署等消防機関の指導に従い、連携を図ること。また、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

※避難訓練は、可能な限り入居者に参加してもらい実施してください。

※日中だけでなく夜間を想定した訓練を可能な限り実施してください。

9. その他

【指摘した事例】

- ・利用料等の改定のルールが入居契約書等に記載されていなかった。
- ・重要事項説明書の記載について、入居者に誤解を与えることがないよう、実態に即して正確に記載すること。

◆利用料等の改定に係る規定〔指導指針 14（2）三〕

- 三 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。

◆重要事項の説明等に係る規定〔指導指針 14（4）〕

（4）重要事項の説明等

老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 16 号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

- 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添 1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添 2「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。
- 二 重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。
- 三 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

（イ）設置者の概要

（ロ）有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）

（ハ）サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨

（ニ）有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類

（ホ）入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨

- 四 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。